

日高町高度無線環境整備 推進補助金について

日高町内全域に光ファイバが整備されたことから、光回線とWi-Fiルーター等の利用促進として、新規でサービスに加入された方を対象に助成事業を実施します。

対象者

- 日高町内に住所を有する個人又は事業者
- 新規で光回線に加入し、Wi-Fiルーターを設置した方
- ※前回実施した「日高町光ブロードバンド加入促進補助金」の交付決定を受けている方、町税等の滞納がある方、は、対象外となります。

期 間

- 令和8年3月31日までに光回線サービスに新規加入された方

助成金

- 光回線サービス新規加入者1件につき**5,000円**
- ※1回線につき、1回限りです。



申請方法

- 光回線サービスに加入し、Wi-Fiルーターを設置後、「日高町高度無線環境整備推進補助金交付申請書」に必要書類を添えてご提出願います。

※提出書類

- ・日高町高度無線環境整備推進補助金交付申請書
- ・光回線サービスの加入契約が確認できる書類
- ・Wi-Fiルーターの設置が確認できる領収書又は契約書等の書類の写し
- ・振込口座の確認できる通帳の写し

【提出先】日高町役場企画財政課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所
日高総合支所地域経済課

【お問い合わせ先】 日高町役場企画財政課 01456-2-6181